

第5号様式

勸 告 書

27 返情審発第8号  
2015年(平成27年)12月25日

返子市長 平井竜一様

返子市情報公開審査委員 芳野直



返子市情報公開条例第15条第3項の規定により、次の措置をとるよう勧告  
します。

1 不服の申出の内容

別紙中、「II 不服申出の趣旨」のとおり

2 勧告の内容

別紙のとおり

## I 勧告

次のとおり勧告する。

実施機関は、非公開決定がなされた情報につき、公開すべきである。

## II 不服申出の趣旨

1 不服申出者（以下「申出者」という。）は、平成27年9月9日、逗子市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、実施機関である逗子市長に対し、「議長交際費支出に係る一切の文書資料（平成26年10月分）」の情報公開請求（以下、公開請求の対象となった情報を「本件情報」という。）をした。

これに対し、実施機関は、同年9月15日付けで、「逗子市情報公開条例第5条第2項第2号に該当」「法人の取引口座に関する情報であって、公開することにより、当該法人の社会的地位が明らかに損なわれるため」との理由で、一部公開決定（以下「本件一部公開決定」という。）をした。

2 申出者は、平成27年11月24日付けで、逗子市情報公開審査委員に不服の申出をし、同月27日に受理された。不服申出書の記載内容及び申出者からの事情聴取の結果によれば、その理由は以下のとおりである。

(1) 本件情報中、黒塗りされた部分は、金融機関名・預金種別・口座名義人等の金融機関に関する情報であると思われるが、これらの情報は請求書等に印刷されており、請求書を受け取り、銀行等へ振込手続きを容易に行えるようにするもので、債権者と取引があった誰も見ることが出来るものであり不開示理由にならない。

(2) 処分庁は、一般的に各支出について説明責任を負い、公金の支出は隠さず公正で明確な支出を行い市民に開示すべきであって、特に交際費の支出には相手方の受領書が必要であり、たとえ個人情報であっても公金支出に関しては公人と見なして取

り扱うべきものであり、処分庁は、公金の使途に真実違法・不当がないことを証明すべく黒塗りを無くしてすべてを開示すべきである。

### Ⅲ 調査経過

平成27年12月1日に、会計課課長、同係長から事情を聴取した。

同月10日に、申出者より事情を聴取した。

本件情報について、非公開部分を含めて検分した。

また、同月10日、情報公開審査委員の合議を行った。

### Ⅳ 調査の結果及び考察

#### 1 調査により認めた事実

(1) 本件情報は、平成26年10月分の議長交際費である。これにかかる資料としては、次の文書が存在しているとして情報公開の対象となった。

① 支出命令書（件名：平成26年度逗子市戦没者追悼式供花料）（以下「①支出命令書」という。）

② 平成26年10月24日付け、(有)花森から市長宛の品名生花代、金額10,000円の請求書（以下「②請求書」という。）

③ 支出命令書（件名：行政視察土産代（総務常任委員会））（以下「③支出命令書」という。）

④ 2014年10月7日付け、株式会社豊島屋から市長宛の品名鳩サブレ36枚入缶3缶及び送料代、金額15,612円の請求書（以下「④請求書」という。）

①と③の支出命令書には、件名、債権者の住所・名称・銀行口座、支払方法口座払等が記載されており、これに議会事務局及び会計課の決裁印が押印され、横

浜銀行による「支払済印」が押印されている。

②と④の請求書は、債権者が各自作成した各債権者の形式にのっとった文書であり、逗子市役所が指定する定型的な書式ではない。

(2) 本件情報のうち、①支出命令書及び②請求書は債権者有限会社花森が支払先として指定している「金融機関名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人」、③支出命令書及び④請求書は債権者株式会社豊島屋が支払先として指定している「金融機関名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人」についての記載部分が非公開とされている（以下、本件非公開部分を「本件口座情報等」という。）。

## 2 実施機関の説明内容

平成27年12月1日に行った会計課の説明及び追加説明の内容の骨子は以下のとおりである。

債権者の本件口座情報等を公開することにより、当該法人の社会的地位が明らかに損なわれることになると判断した。

本件口座情報等については、法人の取引、金銭の出納、経理上の情報であって、掛売りを認めた特定の取引相手に選択的に知らせているものと思われるためである。法人の取引上の口座情報は、犯罪誘発情報とまでは言えないが、不特定多数に公表している情報とはとらえがたく、一定の配慮が必要なものとする。

条例第5条第2項第2号解釈運用基準中の「法人等の金銭の出納、経理上の処理に関する情報」であり、取引上、金融上、経営上の秘密に該当し、公開することにより事業運営上不測の不利益を与えるものとする。

請求書に口座情報等が記載されているからといっても商業登記のようにそれがすぐに一般公開されている情報であるとは判断しなかった。債権者側は公開前提の情報であると認識していない可能性がある。

また、実際に請求書払い（掛売り）を行う場合に、逗子市の職員であることを

身分証明書などで確認することを業者に要求されるなど、取引相手方が逗子市であることを確認されることがあり、掛売りはイレギュラーなものであり、掛売りの相手方は選択的・限定的であって、口座情報の提供も特定の相手方のみと考えた。

### 3 検討

(1) 条例第5条第1項は、公開を原則とし、例外的に非公開とする場合には条例上の理由に基づくことに限っている。

そして、本件では、条例第5条第2項第2号に該当し、「法人の取引口座に関する情報であって、公開することにより、当該法人の社会的地位が明らかに損なわれるため」との理由で、一部が非公開とされている。

確かに、実施機関が指摘するように、一般的に法人の振込先金融機関名、預金種目、口座番号等は、法人の経理・出納上の処理に関する情報であって、いわゆる内部管理情報であると考えられる。しかし、法人の口座情報等を公開すると直ちに「当該法人の社会的地位が明らかに損なわれる」と言えるかどうかは、当該法人の一般的な業態等に鑑み、その口座情報等がどのように管理されているかどうかを踏まえて検討することが必要であって、法人の経理・出納上の処理に関する情報であるから一律非公開と考えるのは妥当ではない。以下検討する。

(2) ①支出命令書及び②請求書に記載されている債権者有限会社花森は、供養等の際の供花を取り扱う生花業者である。葬儀や行事に花を供する場合は、主催者のみならず多数の者が供花することが多く、このような行事を取り扱う生花業者は、特定顧客だけとの取引が想定されている業態ではなく、不特定多数の者が新規に顧客となり得る業態である。

③支出命令書及び④請求書に記載されている債権者株式会社豊島屋は、鳩サブレ等の販売等を行う製菓業者である。本件取引でも、実施機関は、豊島屋から

鳩サブレ 36枚入缶を注文し請求書の送付を受けている。豊島屋の菓子の販売は、特定業者だけの取引が想定されているわけではなく、菓子等を購入する不特定多数との取引を前提としている業態であると考えられる。

本件口座情報等は、生花の納入もしくは菓子の販売を行った販売業者である債権者が記載した内容であり、代金の振り込み送金先を指定する趣旨のものであると認められる。

さらに本件の請求書について具体的に検討すると、②・④のいずれの請求書も債権者自らの有している書式にのっとった形式になっている。②請求書は13行の品名を記入する欄があり（実際にはその内1行に「生花代」と記載されてその余は余白となっている）、その下に「お振込は、下記へお願い致します」とあって本件口座情報等が記載されている。④請求書も同様に「お届けした内容」を記入する余白が広くあり（その一部に実際に納入した品名が記されている）、その下に「尚、銀行へのお振込みの場合は、右記銀行口座へお願い致します。 口座名義：」と書かれて本件口座情報等が記載され、さらには「銀行振込の際、下記のお客様番号（下6ケタ）をお名前の前にお付け下さい。」等と記されている。これらの請求書の形式を見ると、②、④のいずれの請求書も本件で逗子市が注文した品数に限らずさらに多くの種類の品物が注文され記載されることを想定した書式で作成されており、逗子市に限らず広く顧客に対して請求する際に使われているものを逗子市にも使用して請求書を起こしてきたと考えられる。

上記の債権者の業態に鑑みれば、不特定多数の者が新規にその顧客になり得るのが通例であり、代金の請求書に口座情報等を記載して顧客に交付している販売業者にあっては、口座情報等を内部限りにおいて管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させているものと考えられ、請求書に記載して顧客に交付することにより、口座情報等が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認し、当該顧

客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているものということができる（平成14年9月12日最高裁第1小法廷判決、平成17年3月29日東京高裁判決参照）。

なお、実施機関は、「実際に請求書払い（掛売り）を行う場合に、逗子市の職員であることを身分証明書などで確認することを業者に要求されるなど、取引相手方が逗子市であることを確認されることがあり、掛売りはイレギュラーなものであり、掛売りの相手方は選択的・限定的であって、口座情報の提供も特定の相手方のみと考えた。」と説明している点についても検討する。

掛売りの際に、その相手方を確認することは、掛売りである以上当然である。逗子市に掛売りを行うために、逗子市の職員の身分証明書の提示を求められたということは、取引の相手方の特定のためであり、逗子市の職員でない者が逗子市を騙って契約をするという危険を回避するものであって、それが掛売りがイレギュラーであるという結論に直結するわけではない。上記最高裁判決も、掛売りに関する判断であることからすれば、掛売りという方法を顧客に認めて取引を行っている場合の判断であると考えられるのであって、この場合も掛売りである以上相手方の特定はなされているものと考えられる。

以上のとおり本件に関する情報の管理の実態に鑑みれば、顧客が逗子市であるからこそ債権者が特別に口座情報等を開示したなど特段の事情は認められず、本件口座情報等は、これを開示しても債権者の正当な利益等が損なわれると認められるものには当たらないと言うべきである。

- (3) 従って、本件非公開となった情報は、条例第5条第2項第2号の「公開することにより、当該法人の社会的地位が明らかに損なわれる」情報には該当せず、非公開には理由がないと思料する。

#### 4 結論

以上の理由により、上記のとおり勧告する。

以上